

<報道発表資料>

カテゴリー:危機管理

令和4年8月2日

令和4年7月12日の大雨による農業災害の特別災害の指定について

令和4年7月12日の大雨による災害について、埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づき、特別災害に指定することを決定し、関係者と連携して被害を受けた農業者への支援を行っていきます。

1 災害の概要

(1) 農作物等の被害規模

作物等	被害規模	被害見込金額
農作物 (大豆、ばれいしょ、水稻)	88.08ha	42,258千円
畜産物(鶏)	2戸	41千円
合計	—	42,299千円

(2) 特別災害の指定日

令和4年8月2日

(3) 条例に基づき支援対象となる市町

熊谷市、東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、鳩山町、ときがわ町

2 県・市町による支援

- (1) 病虫害防除用農薬及び樹勢・草勢回復用肥料購入費の補助
- (2) 代替作又は次期作用種苗及び肥料購入費の補助
- (3) 農業災害資金の融資に対する利子補給の補助(実質無利子化)
- (4) 農林振興センターによる被害軽減対策の指導

※(1)(2)(3)については、条例に基づく要件あり